

# 海外進出：忘れてはならない20の合弁契約項目

合弁で進出する場合は、合弁契約が必要です。事業目的などの他に、合弁契約に盛り込む主な項目は以下のとおりです。また、国によっては合弁契約の内容と会社法の内容と異なる場合、会社法が優先されることがありますので、まずは、それを確認してください。

- 出資額
- 持分比率
- 役員構成
- 役員報酬決定方法
- 拒否権事項などのガバナンス
- 役割分担や果たすべき義務
- 同意を持って実施する事項
- 秘密保持
- 競業禁止
- ペナルティー
- 配当性向など留保利益の処理方法
- 合弁期間
- 合弁解消条件
- 合弁解消方法
- 持分売却方法（優先取得条項など）
- 売却時持分価格算定方法
- デッドロック条項
- 表明保証
- 準拠法と紛争解決方法
- 追加の資金調達や投資の負担方法

なお、アジアでの紛争仲裁機関はシンガポール国際仲裁センターが一般的です。